

「訪問看護サービス」

重要事項説明書

社会医療法人 愛仁会

訪問看護ステーション だいもつ

訪問看護サービス重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないことがあれば、遠慮なく質問をして下さい。

1 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人 愛仁会
代表者氏名	理事長 高岡 秀幸
法人所在地	大阪市西淀川区福町3丁目2番39号
電話番号	06-6471-9541

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	社会医療法人愛仁会 訪問看護ステーション だいもつ
介護保険 指定事業所番号	2863090789
事業所所在地	尼崎市東大物町一丁目 1 番 1 号
連絡先 相談担当者名	電話番号 06-6482-0026 FAX番号 06-6482-0260 管理者 藤原 真由美
事業所の通常の 事業実施地域	尼崎市、大阪市西淀川区

（2）事業の目的および運営方針

事業の目的	職員及び業務管理に関する重要事項を定めることによりステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定訪問看護事業の適正な運営及び利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	1 訪問看護を提供することにより、要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 2 要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4 事業の運営にあたって、高齢者サービス調整チームを活用し市及び他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的にサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。但し、祝日、年末年始12/30～1/3は休業日
営業時間	午前 8時 30分から午後 5時までとする。

*電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

また、上記営業時間外でも需要に応じてサービスを行う。

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	藤原 真由美
---------	--------

職種	職務内容	人員数
管理者	管理業務	1名（常勤、看護職員と兼務）
看護職員	在宅療養者看護 訪問看護計画	12名以上 (うち1名は管理者と兼務)
理学療法士	訪問リハビリテーション	3名（常勤、専従）
作業療法士	訪問リハビリテーション	2名（常勤、専従）
言語聴覚士	訪問リハビリテーション	2名（常勤、兼務）

3 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について（別紙①参照）

1. 病状、障がいの観察
2. 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
3. 褥瘡の予防、処置
4. リハビリテーション
5. ターミナルケア、認知症患者の看護
6. 療養生活や介護方法の指導
7. カテーテル等の管理
8. その他医師の指示による医療処置

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

(別紙②参照)

4 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

①利用料、その他の費用の請求	利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
②利用料、その他の費用の支払い	利用翌月の訪問日に、お渡しする請求書(利用明細付)の内容を確認のうえ、現金及び預金口座振替での支払いをお願いします。毎月10日前後に前月分の請求書を発行いたしますので預金口座振替の方はその月の指定日までに貴指定の引き落とし口座にご準備ください。 お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。(領収書の再発行はできません。)

5 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書での同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書での同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、支払い義務の請求が生じた場合において、連帯保証人から予め文書での同意を得ない限り連帯保証人の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族や連帯保証人に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

6 高齢者虐待防止について

利用者等の人権擁護・虐待の防止について	事業者及び事業者の使用者は、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 <ul style="list-style-type: none">研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護や成年後見制度の利用に取り組める環境の整備に努めます。
虐待防止に関する責任者	管理者 藤原 真由美

7 連帯保証人について

利用者はサービス提供を受ける際には連帯保証人を定めていただきます。連帯保証人とは、この契約における利用者の支払い義務について、限度額50万円までの範囲で利用者と共に支払う責任を負います。よって、利用者は連帯保証人に対して、自身の経済状況についての説明が必要です。なお、利用者にやむを得ない事情がある場合には、連帯保証人を定めないこともあります。

8 身分を証する書類の携行について

事業者は、看護師等に身分を証する書類を発行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときには、これを掲示すべき旨を指導しなければならないものとする。

9 サービス提供に関する相談、苦情について

サービス提供に関する相談または苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、時下の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

【事業者の窓口】 社会医療法人愛仁会 訪問看護ステーションだいもつ 苦情受付担当者 藤原 真由美 (管理者) 苦情解決責任者 森田 真由美	尼崎市東大物町1丁目1番1号 電話番号 06-6482-0026 FAX番号 06-6482-0260 受付時間 月～土 午前8時30分～午後5時
【市町村の窓口】 尼崎市役所介護保険事業担当	所在地 尼崎市東七松町1丁目23番1号 電話番号 06-6489-6322 FAX番号 06-6489-7505 受付時間 午前9時～午後5時30分 (月～金)
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 078-332-5617 FAX番号 078-332-5650 受付時間 午前8時45分～午後5時15分 (月～金)

10 担当看護師の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当看護師の変更をご希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者 藤原 真由美 電話番号 06-6482-0026 FAX番号 06-6482-0260 受付日および受付時間：営業時間内
--	---

※担当看護師の変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

11 訪問看護計画作成者

氏名 _____ (連絡先：06-6482-0026)

※契約締結後のサービスの提供は、上記内容に基づき担当者が、訪問看護計画を作成します。この計画は後日訪問時に説明し、ご本人の了解を得た上で実施します。状況の変化、意向の変動などにより、内容変更を行うことも可能です。

12 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 藤原 真由美
-------------	------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 身体拘束等の適正化の推進について

- (1) サービス提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 緊急やむを得ないと判断した場合は、家族等へその内容・目的・理由・拘束の期間等詳細に説明し、同意を得た上で行います。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、看護職員その他従業者に周知徹底します。

14 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問時にはケアの前後で手洗いをさせていただきます。洗面所をお借りしますので、ご了承ください。
- (3) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (4) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 ハラスメントの防止について

事業所は、職場におけるセクシュアルハラスメント（上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含む）やパワーハラスメントの防止のために、下記のとおり雇用管理上の措置を講じます。

- (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備します。
- (2) 被害者への配慮のための取組を行います。（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- (3) 被害防止のための取組を行います。（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

17 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡をするとともに必要な措置を講じます。また、当事業所が、利用者に対して行ったサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

保険契約者　社会医療法人　愛仁会
引き受け保険会社　三井住友海上火災保険株式会社

主 治 医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家 族 等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	
市 町 村	尼崎市役所 介護保険事業担当	所在地 尼崎市東七松町1丁目23番1号 電話番号 06-6489-6322 FAX番号 06-6489-7505 受付時間 午前9時～午後5時30分（月～金）

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

当事業所は、訪問看護サービス提供にあたり、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

事業者	所在 地	大阪市西淀川区福町3丁目2番39号
	法 人 名	社会医療法人 愛仁会
	責 任 者	理事長 高岡 秀幸
	事 業 所 名	社会医療法人愛仁会 訪問看護ステーション だいもつ
	説明者氏名	藤原 真由美

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

署名代行者	住 所	
	氏 名	
	続 柄	

緊急連絡先	住 所	
	氏 名	
	続 柄	
	連絡先1	
	連絡先2	

別 紙① (訪問看護)
事業者が利用者に提供する訪問看護サービスの内容

2024年6月1日より

曜日	訪問時間	サービス内容	介護保険適用有無	料金	利用料
月		症状観察・日常生活動作状況チェック・内服管理・簡易リハビリ 療法士によるリハビリ・環境整備・食事指導・入浴介助 排便コントロール・保清・介護アドバイス・褥瘡処置・血糖測定 点滴・各種カテーテル管理 など			
火		症状観察・日常生活動作状況チェック・内服管理・簡易リハビリ 療法士によるリハビリ・環境整備・食事指導・入浴介助 排便コントロール・保清・介護アドバイス・褥瘡処置・血糖測定 点滴・各種カテーテル管理 など			
水		症状観察・日常生活動作状況チェック・内服管理・簡易リハビリ 療法士によるリハビリ・環境整備・食事指導・入浴介助 排便コントロール・保清・介護アドバイス・褥瘡処置・血糖測定 点滴・各種カテーテル管理 など			
木		症状観察・日常生活動作状況チェック・内服管理・簡易リハビリ 療法士によるリハビリ・環境整備・食事指導・入浴介助 排便コントロール・保清・介護アドバイス・褥瘡処置・血糖測定 点滴・各種カテーテル管理 など			
金		症状観察・日常生活動作状況チェック・内服管理・簡易リハビリ 療法士によるリハビリ・環境整備・食事指導・入浴介助 排便コントロール・保清・介護アドバイス・褥瘡処置・血糖測定 点滴・各種カテーテル管理 など			
土		症状観察・日常生活動作状況チェック・内服管理・簡易リハビリ 療法士によるリハビリ・環境整備・食事指導・入浴介助 排便コントロール・保清・介護アドバイス・褥瘡処置・血糖測定 点滴・各種カテーテル管理 など			

1ヶ月あたりの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）めやす

利用者負担額のめやす額	円(緊急時訪問看護加算・特別管理加算を含む)
-------------	------------------------

※ここに記載した金額は、現在の見積もりによる概算のものです。実際のお支
払は、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

別 紙②

①訪問看護の内容に対応する料金、利用料

サービスの区分及び種類	介護保険の適用有無	料 金 (1提供あたりの金額)	1提供あたりの利用料 (介護保険負担割合による) ※1割負担の場合
看護師 20分未満	有・無	3, 360円 (314単位)	336円
看護師 30分未満	有・無	5, 040円 (471単位)	504円
看護師 30分以上60分未満	有・無	8, 806円 (823単位)	881円
看護師 60分以上90分未満	有・無	12, 070円 (1, 128単位)	1, 207円
緊急時訪問看護加算 (I)	有・無	6, 420円 (600単位)	642円
特別管理加算 I 特別管理加算 II	有・無 有・無	(I) 5, 350円 (500単位) (II) 2, 675円 (250単位)	535円 268円
複数名訪問加算 I 30分未満	有・無	2, 717円 (254単位)	272円
複数名訪問加算 I 30分以上	有・無	4, 301円 (402単位)	431円
複数名訪問加算 II 30分未満	有・無	2, 150円 (201単位)	215円
複数名訪問加算 II 30分以上	有・無	3, 391円 (317単位)	340円
長時間訪問看護加算	有・無	3, 210円 (300単位)	321円
ターミナルケア加算	有・無	26, 750円 (2500単位)	2, 675円
退院時共同指導加算	有・無	6, 420円 (600単位)	642円
初回加算 (I) 初回加算 (II)	有・無	3, 745円 (350単位) 3, 210円 (300単位)	375円 321円
看護・介護職員 連携強化加算	有・無	2, 675円 (250単位)	268円
専門管理加算	有・無	2, 675円 (250単位)	268円
サービス提供体制 強化加算 (II)	有	3単位/回	

*2割負担の場合は2倍、3割負担の場合は3倍の利用料となります。

*通常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、

次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- (1) 夜間（午後6時から午後10時まで） 25%
- (2) 早朝（午前6時から午前8時まで） 25%
- (3) 深夜（午後10時から午前6時まで） 50%

*特別管理加算は利用者の状態に応じた特別な管理を必要とする場合に算定します。

特別管理加算 I : 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅期間切開患者指導管理を受けている状態・気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算 II : 在宅自己腹膜還流・在宅血液透析・在宅酸素療法・在宅中心静脈栄養
在宅成分栄養法・在宅自己導尿・在宅持続陽圧呼吸療法
在宅悪性腫瘍患者・在宅自己疼痛管理・在宅肺高血圧症患者
在宅気管切開患者指導管理

② 理学療法士等による訪問看護に対応する料金、利用料

サービスの区分及び種類	介護保険の適用有無	料 金 (1 提供あたりの金額)	1 提供あたりの利用料 (介護保険適用の場合は利用者負担) ※1割負担の場合
理学療法士等 20分	有・無	3, 146円 (294単位)	315円
理学療法士等 20分 2回	有・無	6, 292円 (294単位×2)	629円
理学療法士等 20分 3回	有・無	8, 507円 (294単位×90/100×3)	851円
サービス提供体制 強化加算 (II)	有	3単位/回	

*2割負担の場合は2倍、3割負担の場合は3倍の利用料となります。

*通常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、

次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- (1) 夜間（午後6時から午後10時まで） 25%
- (2) 早朝（午前6時から午前8時まで） 25%
- (3) 深夜（午後10時から午前6時まで） 50%

③ 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 事業所から片道10キロメートル未満 500円
- (2) 事業所から片道10キロメートル以上 800円

④ 利用者の都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が発生する。

- (1) 利用日の前営業日午後5時までに当事業所にご連絡頂いた場合・・・無料
- (2) 利用日当日に当事業所にご連絡頂いた場合 ・・・1提供当たりの金額
※但し、利用者の急な体調不良等正当な理由がある場合にはこの限りではない。

⑤ 死後の処置を行った場合は、10,000円または5000円を徴収する事とする。

※処置に必要な物品（体液や血液漏出予防のため）を使用した場合：10,000円

⑥ 利用料等の計算期間と支払い

利用者は、利用月ごとの上記所定の利用料等を、事業者が利用翌月の訪問日に利用者に届けるかもしくは送付した請求書（利用明細付属）により、現金及び預金口座振替にて支払うものとします。なお、事業者は利用者からの支払いを受けたときは、利用者あての領収書を発行します。